



令和2年及び令和3年(7月末)の労働災害発生状況について

年別 災害別 号業種別	秋田労働局 (県内)				秋田労働局 (県内)				秋田署管内						
	年間合計				令和2年 1月~7月	令和3年 1月~7月	前年増減		令和2年 1月~7月	令和3年 1月~7月	前年増減				
	死亡	休業4 日以上	死亡	休業4 日以上	死亡	休業4 日以上	件数	百分率	死亡	休業4 日以上	件数	百分率			
17 全業種合計	5	1,088	7	1,087	3	571	2	663	92	16.1%	1	203	54	26.6%	
1 製造業		219	1	191	1	112	1	118	6	5.4%		34	8	23.5%	
2 鉱業 (鉱業法適用を除外)		6		2		1		2	1	100.0%		1	0	-1	-100.0%
3 建設業	1	209	2	200		98		120	22	22.4%		29	30	1	3.4%
土木工事業		68	1	78		41		41	0	0.0%		16	12	-4	-25.0%
建築工事業		115		101		50		67	17	34.0%		12	12	0	0.0%
鉄骨・鉄筋家屋建築		26		16		8		11	3	37.5%		2	2	0	0.0%
木造家屋建築		70		63		30		37	7	23.3%		7	6	-1	-14.3%
その他の建設業	1	26	1	21		7		12	5	71.4%		1	6	5	500.0%
4 運輸交通業	1	93	1	94		46		58	12	26.1%		22	32	10	45.5%
5 貨物取扱業		1		1		1		0	-1	0.0%		1	0	-1	-100.0%
6-2 林業		41	3	39	2	25	1	19	-6	-24.0%	1	2	0	-2	-100.0%
8 商業	2	194		196		114		102	-12	-10.5%		49	42	-7	-14.3%
13 保健衛生業		126		144		74		124	50	67.6%		27	67	40	148.1%
14 接客娯楽業		51		60		23		25	2	8.7%		10	12	2	20.0%
15 清掃・と畜業		37		51		25		16	-9	-36.0%		8	7	-1	-12.5%
上記以外の事業	1	111		109		52		79	27	51.9%		20	25	5	25.0%

令和3年の建設業労働災害発生状況(管内の7月末)

管内の建設業の災害は、30件発生し、昨年を1件上回っています。災害が目立つのが、「墜落・転落災害」(7件)、「切れ・こすれ災害」(6件)、「飛来・落下災害」(5件)、「転倒災害」(5件)です。これらの災害が、建設全体の77%を占めています。また、「墜落・転落災害」は、5月末現在は3番目に多い災害でしたが、7月末現在でワースト1の災害になっていますので、引き続き、**墜落・転落災害防止対策の徹底**をお願いします。

熱中症予防対策について

今年から県内でも運用が始まった「熱中症警戒アラート」が7~8月にかけて発令されるなど、暑い日が続いています。お盆も過ぎ、暑さは少しずつやわらいでいますが、**昨年は8月下旬に管内の建設現場で熱中症による災害(休業4日以上)が発生**しています。9月に入っても、例年、フェーン現象が発生するなど、まだまだ油断できない時季ですので、引き続き、**熱中症の予防に取り組みましょう**。

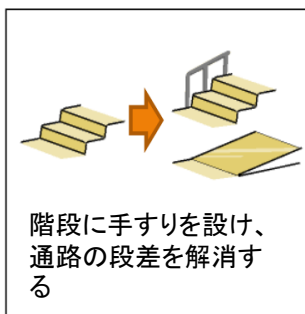
高齢者の労働災害防止について(ガイドラインと補助金のご案内)

厚生労働省では、高齢労働者の災害が増加傾向にあることから、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)**」を昨年3月に策定しました。ガイドラインに基づき、高齢労働者の災害防止に取り組みましょう。

エイジフレンドリーガイドライン



また、働く高齢者を対象として、職場環境を改善するための対策に要した費用の一部を補助するため、「**エイジフレンドリー補助金**」が設けられております。以下のような事例が対象になります。詳しくは、裏面を参照してください。



「令和3年度エイジフレンドリー補助金」について

■ 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者(60歳以上)の労働災害が増えています。当署管内の建設業では、全災害の高齢者の占める割合が、10年前の平成22年は22.2%だったのに対し、令和2年は28.6%に達しています。

「エイジフレンドリー補助金」は、職場環境の改善に要した費用の一部を助成します。建設現場等の有期事業も対象となります(但し条件有)ので、是非ご活用ください。

対象となる事業者は、高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用する中小企業事業者(建設業は資本金が3億円以下または労働者数が300人以下)で労働保険に加入している事業者です。

補助金申請期間 令和3年6月11日～令和3年10月末日

補助金額

- ・ 補助対象: 高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費(物品の購入・工事の施工等)
- ・ 補助率: 2分の1、上限額: 100万円(消費税を含む)

補助対象となる職場環境の改善対策

- A 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- B 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- C 健康や体力状況等の把握に関する費用
- D 安全衛生教育の実施に関する費用

具体的には次のような対策が対象となります。

- ◇業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入(A)
- ◇熱中症リスクの高い作業がある事業場における送風機の設置等(A)
- ◇体温を下げるための機能のある服(A)
- ◇熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの利用(B)
- ◇体力チェック(C)
- ◇高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育(D)

この補助金
のお問い合わせは



一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

受付時間: 平日10:00~12:00、13:00~16:00 (土日祝休み)
(8月10日~13日(夏季休暇)、12月28日~1月4日(年末年始)を除く。)

ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>



申請関係

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508
✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

支払関係

☎ 03-6809-4085 📠 03-6809-4086
✉ af-shiharai@jashcon.or.jp

※申請関係、支払関係のお問合せ先が異なりますのでご注意ください。